

一般社団法人 コミュニティシンクタンク北九州 役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州（以下「この法人」という。）の定款第 27 条規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益および退職慰労金であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員は、無報酬とする。ただし、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。
- 3 非常勤役員は、無報酬とする。
- 4 常勤役員及び非常勤役員に、役員賞与を支給しないものとする。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額を別表第1「常勤役員の報酬月額」とおとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」とおとし、各々の監事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 常勤の理事に対する退職手当は、支給しないものとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第 27 条の規定により、別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第9条 本規程の改定は、総会の承認による。附則この規程は、一般社団法人 コミュニティシンクタンク北九州の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額常勤の役員は存在しないため、報酬月額の設定はしていない。

代表理事

理事

監事

顧問

別表第2 非常勤役員の報酬非常勤役員は無報酬のため、金額の設定はしていない。